

令和3年6月22日

教員（非常勤講師を含む）各位

学長（緊急事態等対策本部長） 加藤 久雄

副学長（教育担当） 宮下 俊也

現行「R3-改正レベル4」の運用及び前期試験の実施方法について

現在、授業・ゼミ等の実施レベルを「R3-改正レベル4」とし、9月30日までの運用をお願いしているところです。

このたび、大阪、京都、兵庫に発出されていた緊急事態宣言が解除されたことに伴い、実施レベルは維持しつつ、以下のように、6月28日以降、一部弾力的な運用を認めることといたします。

なお、このことについては、5月の教授会で口頭にてお知らせしたことと同様ですが、特任や非常勤講師の先生方、及び学生に対して、ここにあらためてお知らせするものです。

また、本レベル中に実施される前期試験についても、以下のように定めますので、ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

1. 授業の実施方法について

現行の授業・ゼミ等の実施レベルは変更せず、引き続き、授業は原則「非対面」としますが、講義・演習については、模擬授業等、対面の方が効果的であり、かつ教室収容定員1/2以下で安全が確保される場合は、届出の上（※1）、対面により行うことができることとします。

また、宿泊を伴う学外授業については、申請書に基づき（※2）、緊急事態等対策本部会議にて判断させていただくこととします。

なお、学生によっては帰省等により対面授業への移行が困難な場合もありますので、受講学生と連絡を取り、必要に応じて、ハイブリッド型で実施するなど、柔軟な対応をお願いします。

あわせて、重症化リスクが高い高齢者と同居している学生や、通学不安がある学生などに対しても、引き続き、状況に応じた配慮をお願いします。

これらの場合、非対面で受講する学生に対しても、対面での学生と同様、教育効果の担保をお願いします。

※1 対面授業を行う場合は、以下のフォームにより、届け出てください。

<https://forms.office.com/r/VhD8t2UtJG>

（これまで同様、「申請」ではありませんが、内容によっては、教務課や緊急事態等対策本部会議で検討して不可になる場合があります。）

※2 宿泊を伴う学外授業を希望する場合は、行程やコロナ対策等を記した申請書（様式任意）を教務課に提出ください。

2. 前期試験の実施方法について

前期試験については、本実施レベルに合わせ、原則「非対面」により行うこととしますが、感染対策を講じた上で、教室収容定員の1/2以下で実施する場合は、対面により行うことができることとします。

なお、4月当初のシラバス等により、すでに対面で前期試験を行うこととしている場合もありますが、現在授業が原則「非対面」となっていることから誤解が生じないように、すべての授業において、前期試験の実施方法を「対面」とするか、「非対面」に変更するかを受講学生に連絡するようお願いいたします。

以上